市民の皆様との
協働により集められた
「使用済てんぷら油」は、その全量を
京都市廃食用油燃料化施設で
「バイオディーゼル燃料」に精製し、
ごみ収集車や市バスの燃料と
して活用しています。

ポリタンク
方式による

住民団体、個人新規募集

使用済てんぷら油の回収をはじめませんか？

通年受付中

申込方法

1. 各区役所・支所内の**エコまちステーション**に連絡・相談 （5 ページ参照）
2. 必要書類を各エコまちステーションに提出（持参又は郵送）
   - ①『**使用済てんぷら油回収事業登録及び助成金交付申請書**』
   - ②『**回収拠点に関する個人情報公開同意書**』
     （2、3 ページの記入例を参考にしてください。）
   - ③ **通帳のコピー**（口座名義が団体名又は申請者名と一致していること）
     ※表紙と表紙裏面の口座名義の記載部分が必要

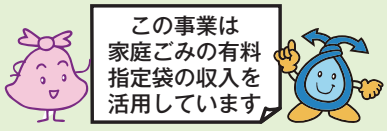

DO YOU KYOTO? 2050 ゼロ ゼロ
変わろう、今。変えよう、未来。

京都市 CITY OF KYOTO
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

パソコン、スマートフォンからもご覧いただけます
京都市　使用済てんぷら油　検索

使用済てんぷら油の回収を推進しています！

京都市では、家庭ごみ有料指定袋制による財源を活用して、市民の皆様による自主的な使用済てんぷら油の回収を支援しています。

市民の皆様により集められた使用済てんぷら油は、その全量を京都市廃食用油燃料化施設で、バイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車や市バスの燃料として活用することで、二酸化炭素の削減効果を生み出し、地球温暖化防止に貢献しています。

市民の皆様との協働により、今後とも、使用済てんぷら油の回収を推進していきますので、御協力よろしくお願いします。

市バスやごみ収集車の
燃料に活用します

ご家庭で不要となった
使用済てんぷら油を

最初にポリタンク・のぼり
旗などをお貸しします。

回収拠点で集めて

バイオディーゼル
燃料に精製し

京都市では、約１,７００箇所の回収拠点で年間約１２万リットルの使用済てんぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製しています。
また京都市全体で、ごみ収集車等へのバイオディーゼル燃料の活用により、年間約１,０００トンのCO2削減に貢献しています。

※令和５年度実績

地域コミュニティの活性化、
地域力アップにもつながります。

申請書記入例

【注 意 点】
- ●鉛筆、消せるペン、修正テープ・修正液は使用不可です。
- ●訂正される場合は、間違われた箇所に二重線を引き、近くに正しい言葉をお書きください（訂正印は不要）。

団体申請
申請者は代表者の方となります。必ず代表者の方が記入してください。
団体名称は金融機関の口座名義と一致させてください。

個人申請
申請者の他に2名の拠点利用者（**ご家族以外の方**で拠点を利用されるご近所の方など）の記名が必要です。

年　　月　　日

使用済てんぷら油回収事業登録及び助成金交付申請書

（あて先）京都市長

団体申請時記入欄	フリガナ	カンキョウチョウナイカイ（口座名義と同一で）	フリガナ	カイチョウ
	団体名称	環境町内会	役職名	~~代表~~ 会長
申請者	フリガナ	カンキョウ　タロウ（訂正される場合は二重線（訂正印は不要））		
	氏　名	環境　太郎		
	住　所	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地（住所は通り名や番地、マンションの号室まで略さず記入してください。）		
	電話番号	075-●●●-××××	小学校区	柳池　学区（元　学区）
その他連絡先（希望者のみ）	役職名 氏名	副会長　京都　一郎	電話番号（携帯番号）	090-▲▲▲-■■■（日中連絡のとれる番号）
個人申請時記入欄	拠点利用者	※ご家族以外の方の記名（個人申請時のみ記入）	拠点利用者	※ご家族以外の方の記名（個人申請時のみ記入）
助成金	申請する（公開同意書が必要）		申請しない（公開同意書は不要）	

京都市使用済てんぷら油回収事業の登録及び助成金交付要綱第４条第１項の規定により、次のとおり登録申請します。

個人情報公開同意書を提出される拠点は○を、非公開を希望される拠点は× を記入してください。
※非公開とされる場合、助成金交付対象外になります。

	回収拠点所在地（番地まで）　容器設置場所詳細（マンション名等）	回収容器設置日・設置時間	公開
1	中京区寺町通御池上る上本能寺前町●●●番地　東側玄関前	毎月第２土曜日 ９時～１０時	○
2	中京区河原町通二条下る一之船入町~~○○○番地~~ △△△番地	偶数月第３火曜日 １０時～１２時	○
3	~~中京区西ノ京桑原町○番地　掲示板前~~	~~常設~~	~~○~~
4	中京区西ノ京桑原町×番地　掲示板前	常設 ９時～１８時	×

※「回収拠点所在地」は通り名や番地まで略さず記入してください。
※「容器設置場所詳細」はマンション名等設置場所が特定できる情報を記入してください。
（例：路上等→○○番地自宅前・市広報板前
大規模施設等→西側玄関前・マンションエントランス横）

油を拠点に持ち込める時間帯
（業者の回収時間ではありません。）

同意書記入例

【注 意 点】
●鉛筆、消せるペン、修正テープ・修正液は使用不可です。
●訂正される場合は、間違われた箇所に二重線を引き、
近くに正しい言葉をお書きください（訂正印は不要）。

下記拠点所在地に居住される方（拠点を提供される方）が記入してください。
※公共の場所・マンション等の場合は、管理責任者または団体の代表の方が記入してください。
※住所は通り名や番地、マンションの号室まで略さず記入してください。

年　　月　　日

使用済てんぷら油回収事業
回収拠点に関する個人情報公開同意書（助成金申請時必須）

（あて先）京都市長

私は、京都市使用済てんぷら油回収事業の登録及び助成金交付要綱第６条の規定により、使用済てんぷら油回収拠点に関し、回収拠点所在地、回収容器設置場所詳細、回収容器設置日・設置時間について、使用済てんぷら油回収に資する限りにおいて、下表で承認したとおり、情報を公開することに同意します。

拠点の場所を提供する者　住　　所　**京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町●●●番地**
電話番号　０７５－〇〇〇―××××
氏　　名　**京都　花子**

御記入いただいた情報は、京都市情報館（京都市ホームページ）、市民しんぶん区版等においての掲載や市民からの問合せに活用する場合があります。

	登　録　情　報（必須）
回収拠点所在地 （番地まで）	**京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町●●●番地** 回収拠点所在地は通り名や番地まで略さず記入してください。
回収容器設置場所詳細 （マンション名・公園名）	**東側玄関前** **マンション名等回収容器設置場所が特定できるような情報** （例：路上等→〇〇番地自宅前・市広報板前 大規模施設等→西側玄関前・マンションエントランス横）
回収容器 設置日・設置時間	**毎月第２土曜日　　９時～１０時** 隔月の場合は**奇数月・偶数月**まで **常設の場合は「常設（月～金 9時～ 18 時）」のように記入してください。** **常設設置の場合は「常時 24 時間」と記入してください。** （油を拠点に持ち込める時間帯で、業者の回収時間ではありません。）

京都市使用済てんぷら油回収事業助成金制度のご案内

助成対象

以下の（1）～（5）の条件を全て満たす団体・個人

（1）京都市内において家庭から排出される使用済てんぷら油を定期的に回収していること。

（2）本市のホームページや配布物等への回収拠点所在地の掲載に同意し、広く市内の家庭から排出される使用済てんぷら油を受け入れること。

（3）本市に、使用済てんぷら油の回収を依頼すること。

（4）使用済てんぷら油の回収、売却を業としていないこと。

（5）ポリタンク又はドラム缶による拠点での回収であること。

※（2）の条件を満たさない場合、助成金の交付を受けることはできませんが、本市に回収を依頼することはできます。

助成金の額

使用済てんぷら油回収拠点の運営に必要な費用を、下表のとおり（表１助成額×表２乗率）助成します。ただし、年度途中で回収拠点を追加される場合は、１拠点当たり 1,500 円×表２乗率を助成します。

※ 100 円未満は切上げとなります。

表１

拠点数	助成額（年額）	拠点数	助成額（年額）
1	5,000 円	7	14,000 円
2	6,500 円	8	15,500 円
3	8,000 円	9	17,000 円
4	9,500 円	１０	18,500 円
5	11,000 円	１１以上	20,000 円
6	12,500 円		

表２

管理開始月	乗　率
４月	10/10
５月	9/10
６月	8/10
７月	7/10
８月	6/10
９月～１２月	5/10
１月～３月	4/10

例：７月に新規で６拠点を始めた場合…12,500 円× 7/10 ＝ 8,750 円　助成金は 8,800 円です。

８月に追加で２拠点を始めた場合…　1,500 円× 2 × 6/10 ＝ 1,800円　追加の助成金は1,800円です。

※既に１１拠点以上の団体は、助成金の追加申請はできません。

提供する物品

使用済てんぷら油回収事業の登録時に、ポリタンク・のぼり・ポール・油こし器などを提供します。

「ポリタンク」・「のぼり」・「ポール」は、破損があった時は交換します。

その他の拠点の清掃等に必要な物品は助成金での購入をお願いします。

注意事項

（1）回収拠点への持込みに利用した容器は、持ち帰ってください。

（2）植物性油（サラダ油・ごま油・オリーブオイルなど）のみ回収してください。
動物性油（ラードなど）、鉱物油（自動車用オイルなど）は回収対象外です。

（3）油に水が混入すると燃料に精製できませんので、ポリタンクを洗った場合は、内側を十分に乾かしてください。

（4）本市による回収は、方面ごとにある程度日時を決めて行っていますので、曜日・時間帯はご要望に添えない場合もあります。

お問合せ・郵送先

各区役所・支所内エコまちステーションまで

北エコまちステーション（北区役所内）	〒603-8511	北区紫野東御所田町３３－１ TEL：(075) 366−0155　FAX：(075) 366−1372
上京エコまちステーション（上京区役所内）	〒602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地 TEL：(075) 366−0776　FAX：(075) 366−1373
左京エコまちステーション（左京区役所内）	〒606-8511	左京区松ケ崎堂ノ上町７番地の２ TEL：(075) 366−0821　FAX：(075) 366−1374
中京エコまちステーション（中京区役所内）	〒604-8588	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 TEL：(075) 366−0180　FAX：(075) 366−1375
東山エコまちステーション（東山区役所内）	〒605-8511	東山区清水五丁目 130 番地の６ TEL：(075) 366−0182　FAX：(075) 366−1376
山科エコまちステーション（山科区役所内）	〒607-8511	山科区椥辻池尻町 14−2 TEL：(075) 366−0184　FAX：(075) 366−1377
下京エコまちステーション（下京区役所内）	〒600-8588	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608−8 TEL：(075) 366−0186　FAX：(075) 366−1378
南エコまちステーション（南区役所内）	〒601-8511	南区西九条南田町 1−3 TEL：(075) 366−0188　FAX：(075) 366−1379
右京エコまちステーション（右京区役所内）	〒616-8511	右京区太秦下刑部町 12 TEL：(075) 366−0190　FAX：(075) 366−1380
西京エコまちステーション（西京区役所内）	〒615-8522	西京区上桂森下町 25−1 TEL：(075) 366−0192　FAX：(075) 366−1381
洛西エコまちステーション（西京区役所洛西支所内）	〒610-1198	西京区大原野東境谷町二丁目 1−2 TEL：(075) 366−0194　FAX：(075) 366−1382
伏見エコまちステーション（伏見区役所内）	〒612-8511	伏見区鷹匠町 39−2 TEL：(075) 366−0196　FAX：(075) 366−1383
深草エコまちステーション（伏見区役所深草支所内）	〒612-0861	伏見区深草向畑町 93−1 TEL：(075) 366−0198　FAX：(075) 366−1384
醍醐エコまちステーション（伏見区役所醍醐支所内）	〒601-1366	伏見区醍醐大構町 28 TEL：(075) 366−0311　FAX：(075) 366−1385

VEGETABLE OIL INK この印刷物は再生紙を使用しています。

この印刷物は不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収等にお出しください

発行：京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
令和７年３月発行　京都市印刷物　第 064894 号